

平成19年 第2回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）

会議録【11月22日】

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	2
議事補助員	2
議事日程・会議に付した事件	2
開会・開議	2
日程第1 諸般の報告	3
日程第2 議席の指定	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 広域連合長あいさつ	3
日程第5 議案第10号 平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算	4
日程第6 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて 承認第20号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部 を改正する条例」ほか1件	6
日程第7 議案第11号 福岡県後期高齢者医療広域連合財政状況の 公表に関する条例の制定について	7
日程第8 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療に関する条例の制定について	8
日程第9 請願第1号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための請願	15
日程第10 会議録署名議員の指名	18
閉会	18
会議録署名	19

日時・場所

平成19年11月22日(木) 14時

福岡県自治会館(福岡市博多区千代四丁目1番27号)

出席議員(70名)

1番 山本 眞智子	28番 井本 宗司	54番 井上 利一
2番 中村 義雄	29番 石橋 文恵	55番 手柴 豊次
3番 世良 俊明	30番 谷井 博美	56番 高倉 秀信
4番 柳井 誠	31番 井上 保廣	57番 筒井 秀来
5番 阿部 正剛	32番 松本 嶺男	58番 末崎 亨
6番 平畑 雅博	33番 中村 隆象	59番 平田 喜次郎
7番 川辺 敦子	34番 池浦 順文	60番 石川 潤一
8番 稲員 大三郎	35番 怡土 康男	61番 小川 光吉
10番 小野 晃	36番 有吉 哲信	62番 田中 礼助
11番 秋吉 秀子	37番 松岡 賛	63番 渡邊 元喜
12番 石橋 力	39番 西原 親	64番 中司 謙治
13番 向野 敏昭	40番 壽福 正勝	66番 加治 忠一
15番 古本 俊克	41番 安川 博	67番 浦野 信義
16番 伊藤 信勝	42番 三浦 正	69番 伊藤 英明
17番 石田 宝藏	43番 大西 勇	70番 永原 讓二
18番 田中 雅美	45番 長崎 武利	71番 原 伸一
19番 野田 国義	46番 鮎川 正義	72番 浦田 弘二
20番 桑野 照史	47番 篠崎 久義	73番 吉廣 啓子
22番 八並 康一	48番 今井 保利	74番 白石 春夫
23番 釜井 健介	49番 志岐 義臣	75番 今富 壽一郎
24番 松下 俊男	50番 石井 要祐	76番 鶴田 忠良
25番 平安 正知	51番 濱之上 喜郎	77番 新川 久三
26番 平原 四郎	52番 山本 康太郎	
27番 井上 澄和	53番 柴田 好輝	

欠席議員(7名)

9番 古賀 道雄、14番 齊藤 守史、21番 植木 光治、38番 塚本 勝人、
44番 荒木 敏光、65番 高木 良之、68番 伊藤 良克

説明員

広域連合長 江藤 守國、副広域連合長 山本 文男
事務局長 永長 利夫、会計管理者 藤吉 隆一、事務局次長 大床 悦朗、
総務課長 野口 正、事業課長 寺西 信孝、総務課主幹 宮田 英生、
事業課主幹 末若 明

議事補助員

書記長 野口 正、書記 大野 博仁、書記 齋村 隆一

議事日程・会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議席の指定 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 広域連合長あいさつ |
| 日程第5 | 議案第10号 平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 専決処分報告及び議会の承認を求めることについて
承認第20号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
承認第21号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第11号 福岡県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 請願第1号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための請願 |
| 日程第10 | 会議録署名議員の指名 |

■開会・開議（14時00分）

議長（原 伸一） 皆さん、こんにちは。議長の原でございます。

現在の出席議員数は、68名であります。議員定数は77名で、定足数は39名です。

よって、定足数に達しておりますので、平成19年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

■日程第1 諸般の報告

議長（原 伸一） 日程第1「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告ですが、今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長その他関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

■日程第2 議席の指定

議長（原 伸一） 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

新たに当選されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今ご着席をいただいております席を指定いたします。

■日程第3 会期の決定

議長（原 伸一） 次に、日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

■日程第4 広域連合長あいさつ

議長（原 伸一） 次に、日程第4「広域連合長あいさつ」です。

広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

広域連合長。

広域連合長（江藤 守國） 広域連合長を仰せつかっております江藤でございます。

議員の皆様におかれましては、本日、公務ご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、広域連合長といたしまして、「後期高齢者医療に関する条例」案を提出をさせていただきますが、この条例案は、来年4月から実施することとなっております後期高齢者医療制度の本広域連合における基本となるものでございます。

この条例案の作成に先立ちまして、被保険者の方、医療機関代表、国保などの保険者代表及び学識経験者からなる検討委員会を設置し、保険料等のご検討をいただきました。

その結果、いくつかの提言をいただいております。その内容は、一つは、保険料率の設定に当たって、被保険者の負担の低減に努めること、二つ目に、医療費適正化の取組を、福岡県、市町村、医療機関及び被保険者と連携して行うこと、三つ目に、低所得

者等への対応として、被保険者の状況を的確に捉え、保険料の減免等による対応を行うこと、四つ目に、制度の十分な周知、五つ目に、後期高齢者の健康の保持増進でございます。

今回、この提言を踏まえつつ、条例案を作成したところでございます。

条例案の主な内容といたしましては、給付に関しては、法定の医療給付のほか、葬祭費の支給、保健事業として健康診査等を実施いたします。

保険料に関しましては、広域連合の全区域にわたって均一であることとし、20年度及び21年度の所得割率を9.24%、被保険者均等割額を5万935円といたしております。

また、賦課限度額は50万円といたしております。

所得の少ない方につきましては、世帯の所得に応じ、7割、5割又は2割の法定の軽減措置を講じます。

1人当たり平均保険料を試算いたしますと、法定軽減前は年間98,210円、法定軽減後は83,740円となります。

さらに、被保険者の個別の状況に応じ、減免措置や徴収猶予を講ずることといたしております。

また、現在、保険料を負担していない被用者保険の被扶養者につきましては、国の軽減対策に基づき、3段階の激変緩和措置を講じます。最初の半年間は、保険料の徴収を凍結。次の半年間は、均等割のみとし、その額も9割軽減します。さらに、その後1年間につきましては、均等割5割のみを徴収いたします。

以上が、議案第12号「後期高齢者医療に関する条例」案の主な内容でございます。

その他の議案といたしまして、議案第10号「平成18年度一般会計歳入歳出決算」、議案第11号「財政状況の公表に関する条例案」、専決処分報告として、承認議案第20号「情報公開条例の一部を改正する条例」、第21号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」がございます。

なにとぞ慎重なるご審議をいただきまして、満場のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■日程第5 議案第10号 平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

議長（原 伸一） 次に、日程第5、議案第10号「平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（永長 利夫） ただいま上程になりました議案を1件につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

議案書、平成18年度一般会計決算関係の2ページをご覧ください。議案10号「平成18年度一般会計歳入歳出決算」でございます。

これは、先に監査委員の審査をお願いしておりましたところ、このほど審査が終わりましたので、当該決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

3ページと4ページでございます。総括表でございます。5ページから8ページまでは、歳入歳出決算書となっており、9ページから12ページまででございますが、歳入歳出事項別の明細書、13ページでございますが、実質収支に関する調書となっております。

はじめに、9ページ、10ページをご覧ください。平成18年度は、一般会計のみでございまして、平成19年3月30日の広域連合設立以後の3月30日、31日の2日分の決算となっております。まず、歳入につきましては、諸収入予算額73万1千円に対しまして、収入済額73万1千円となりました。これは、広域連合設立準備委員会からの負担金の73万1千円でございます。

次に、11ページ、12ページをご覧ください。歳出につきましては、歳出済額21万9,434円となりました。12ページ備考欄に内訳を記載しております。主なものといたしまして、19節の負担金、補助及び交付金に20万7,641円を支出いたしております。これは、派遣職員に係ります人件費の精算負担金でございます。

次に、13ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額73万1千円、歳出総額21万9千円、実質収支51万2千円ということになりました。

次に、16ページをご覧ください。これは、平成18年度福岡県後期高齢者医療広域連合の主要施策の成果等について報告するものでございます。また、17ページ、18ページにつきましては、予算の執行状況でございます。これらにつきましては、先程の説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。なにとぞ、ご認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。議長（原 伸一） 監査委員からの報告を求めます。

手柴監査委員。

監査委員（手柴 豊次） はい。それでは、平成18年度決算に関する監査委員の審査意見につきまして、監査委員を代表しまして、わたくしから審査の意見を申し上げたいと思います。

平成18年度一般会計歳入歳出決算について審査いたしました結果、一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められたものでございます。

以上簡単ではございますけれども、平成18年度決算に関する監査委員の審査意見について、審査意見を申し述べます。終わります。

議長（原 伸一） 議案第10号について、質疑及び討論の通告はございませんので、

これより採決をいたします。

お諮りします。本議案について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) ご異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり認定をされました。

■日程第6 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

承認第20号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」ほか1件

議長(原 伸一) 次に、日程第6「専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長(永長 利夫) ただいま上程になりました議案2件につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本2件の承認議案は、議会を招集する時間的余裕がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、連合長において専決処分をさせていただいたものにつきまして、同条第3項の規定によりまして、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

順次、説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。承認第20号でございます。「情報公開条例の一部改正に係る専決処分について」でございます。

本専決処分は、郵政民営化法第5条第1項の規定によりまして、本年10月1日をもって日本郵政公社が解散をすることに伴いまして、本条例中の「日本郵政公社」の用語を削除するものでございます。

次に、4ページをお開きください。承認第21号で「個人情報保護条例の一部改正に係る専決処分」でございます。

本件専決処分につきましても、先程の専決処分と同様に、郵政民営化法第5条第1項の規定によりまして、本年10月1日をもって日本郵政公社が解散することに伴いまして、本条例中の「日本郵政公社」の用語を削除するものでございます。

以上でございます。なにとぞ、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長(原 伸一) 承認第20号及び第21号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより、一括採決をいたします。

お諮りします。本2件を承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本2件は承認をされました。

■日程第7 議案第11号 福岡県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について

議長（原 伸一） 次に、日程第7、議案第11号「福岡県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（永長 利夫） ただいま上程になりました議案1件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページでございます。議案第11号「財政状況の公表に関する条例の制定について」をご覧ください。

この条例でございますが、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づきまして、当広域連合の財政に関する事項の公表について必要な事項を定めるものでございます。

以下、この条例の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第2条の「公表の時期」につきましては、原則として毎年6月と12月に公表を行うことといたしております。

次に、第3条の「記載内容」につきましては、6月に公表を行うものとしては、前年の10月から3月31日までの期間におけます「歳入歳出予算の執行状況」、「財産、地方債及び一時借入金の現在高」、「その他広域連合長において必要と認める事項」を記載いたしまして、かつ、「財政の動向」及び「広域連合長の財政方針」を明らかにすることといたしております。

また、12月に公表いたすものといたしましては、4月1日から9月30日までの期間におけます「歳入歳出予算の執行状況」、「財産、地方債及び一時借入金の現在高」、「その他広域連合長において必要と認める事項」を記載いたしまして、かつ、「前年度の決算の状況」を明らかにすることといたしております。

そのほか、第4条の「公表の方法」につきましては、当広域連合の公告式条例の例によるほか、広域連合長が適当と認める方法によりまして、その要旨を公表することとするものでございます。

以上でございます。なにとぞ、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（原 伸一） 議案第11号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。本議案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本議案は可決をされました。

■日程第8 議案第12号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について

議長（原 伸一） 次に、日程第8、議案第12号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（永長 利夫） ただいま上程になりました議案1件につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

議案書の9ページでございます。議案第12号「後期高齢者医療に関する条例の制定について」でございます。

この条例は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づきまして、当広域連合が行います後期高齢者医療の給付及び保健事業並びに保険料の賦課その他保険料の賦課に関する事項について定めるものでございます。

まず、はじめに、保険料についてご説明申し上げます。

資料の1、枠囲みであろうかと思えます。「福岡県後期高齢者医療に関する条例案について」という資料でございます。1ページをご覧ください。

保険料でございますが、被保険者が均等に賦課される被保険者均等割額と所得に応じて負担をいただきます所得割額の合計額といたしております。

算出の仕組みにつきましては後程ご説明申し上げますが、被保険者均等割額は、5万935円となっております。また、所得割率でございますが、100分の9.24となっております。この割合を基礎控除後の総所得金額に乘じまして、所得割額を算定することとなっております。

資料の1の2ページをご覧ください。

被保険者均等割額及び所得割率の算出の仕組みをご説明申し上げます。

被保険者均等割額及び所得割率を算出するためには、まず、被保険者に賦課される保険料の額の総額であります保険料賦課総額を算出する必要があります。

3ページの方でございますけれども、こちらの表に記載しておりますとおり、保険料賦課総額は、後期高齢者医療給付等に要する費用見込額1兆421億1,567万3,011円、Aの欄の額でございます。から収入見込額9,401億2,784万985円、Bの金額でございます。これを差し引いた額1,019億8,783万2,026円、Cの額でございます。を予定保険料収納率9.85%、Dの欄の率でございます。で割算した結果、1,035億4,094万6,219円、表の一番下の欄の額でございます。となります。

なお、費用及び収入の内訳でございますが、費用につきましては、給付費の総額等がございます。収入については、国、県、市町村の負担金や若年者が加入いたします保険

からの拠出金でございます後期高齢者交付金などがございます。

2 ページにお戻りをいただきたいと思います。

2 ページの下に記載しておりますとおり、先程の賦課総額を均等割と所得割の比率 50対46.4 で案分いたしますと、それぞれ、均等割総額 537 億 381 万円、所得割総額でございますが 498 億 3,713 万 6 千円というふうになります。

そして、均等割の総額を 2 ヶ年度の被保険者数 105 万 4,370 人で割算をした結果、被保険者均等割額が 5 万 935 円となるわけでございます。

また、所得割総額を、当広域連合の被保険者の所得の分布状況でございますとか保険料の賦課限度額を考慮いたしまして計算を行った結果が、所得割率 100 分の 9.24 でございました。

この結果、1 ページでございますけれども、中程に記載をいたしておりますとおり、1 人当たりの平均保険料額でございますが 9 万 8,210 円となります。これを、さらに、低所得者に対する軽減がございますので、軽減後の 1 人当たりの平均保険料額でございますが 8 万 3,740 円となるものでございます。

以上が、保険料の説明でございます。

次に、この条例案の主な内容について説明をいたします。

資料の 2 でございます。条例案骨子の 1 ページをご覧ください。

まず、第 2 条でございます。「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されている者のほか、広域連合長が別に定める者を「被保険者としなない」とすることといたしております。

次に、第 3 条の「葬祭費」につきましては、死亡した被保険者の葬祭を行う者に対しまして、葬祭費として 3 万円を支給することとするものでございます。

第 4 条の「保健事業」でございます。被保険者の健康の保持増進のため、「健康診査」、「その他広域連合長が被保険者の健康の保持増進のために必要と認める事業」を行うとするものでございます。

なお、国民健康保険におきましては、はり、きゅう等を保健事業として実施しておられる市町村もございますが、現行の助成等におきまして市町村間で考え方でございましてとか取組の違いが大きく、また、保険料を財源として行うことが基本となることなどからも、平成 20 年度からの実施は困難であり、今後、全体的な保健事業の一環として検討を行うことといたしたいと考えておるところでございます。

次に、第 5 条の「保険料の賦課額」でございますが、原則として、保険料の賦課額は、所得割額と被保険者均等割額の合計額といたしまして、例外といたしましては、被保険者であった被保険者につきましては、保険者均等割額のみとするものでございます。

第 6 条及び第 7 条は、「保険料の所得割額」の算定方法、「保険料の保険者均等割額」の算定方法を、政令の基準に従い定めるものでございます。

第8条では、「所得割率及び被保険者均等割」の算定方法を当広域連合の区域内では均一とすることを定めております。

9条では、20年度及び21年度の「所得割」を100分の9.24とするものでございます。

10条でございます。平成20年度及び21年度の「被保険者均等割額」を5万935円とするものでございます。

11条でございます。「保険料の賦課限度額」を50万円とするものでございます。

12条でございます。「保険料の賦課期日」を4月1日とするものでございます。

第13条では、「保険料の賦課総額」の算定方法を、政令の基準に従い定めるものでございます。

14条でございます。「賦課期日後において被保険者の資格の取得又は喪失があった場合」の取扱いを定めるものでございます。

15条では、「所得の少ない者に係る保険料」につきまして、政令の基準に従い、それぞれ7割、5割、2割を減額するものでございます。

また、16条では、「被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額」について、政令の基準に従い定めるものでございます。15条の規定による7割減額又は5割減額がなされない被扶養者であった被保険者につきましては、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被保険者に対しまして賦課する被保険者均等割額を5割減額するものでございます。

18条は「保険料の徴収猶予」の、また、19条は「保険料の減免」の要件を、当広域連合が独自に定めるものでございます。

第21条では、市町村は、その徴収した「保険料の納付」を広域連合に対して行うことを定め、第22条では、「市町村が徴収すべき保険料の額」の算定方法を定めるものでございます。23条では、市町村が徴収した「延滞金の納付」を広域連合に対して行うことを規定いたしております。

また、26条から29条までは、罰則の規定ですが、これらの規定は、法171条の規定に基づきまして、届出等の義務違反者に対して過料を科すとするものでございます。最後に、附則でございます。

第1条で、この条例の施行期日を平成20年4月1日とすること。

第2条で、「公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例」として、当分の間、国保と同様に、年金収入について公的年金等控除を受けた者は、高齢者特別控除、総所得金額から15万円を控除するというものでございますが、これを適用し、減額賦課することとすること。

第3条から第5条までは、「平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例」として、平成20年9月までは、保険料徴収を凍結いたしまして、同年10月から平成21年3月までの間は、9割軽減することに伴います「平成20年

度及び21年度におけます保険料の賦課の総額の算定の特例」と「20年度におけます市町村が徴収すべき保険料の額の特例」を定めようとするものでございます。

申し訳ございません。先程ご説明申し上げた中で、私、予定収納率を言い間違えがあったと思いますので、訂正させていただきますが、予定保険料収納率98.5%ということでございます。

以上でございます。なにとぞ、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（原 伸一） 議案第12号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

4番、柳井誠議員。

4番（柳井 誠議員） 北九州市議会選出、日本共産党の柳井誠でございます。ただ今より議案質疑を行います。

今月、全国の都道府県で一斉に広域連合議会が開催され、保険料を含む条例の制定が進められています。その中で、わたくしが各地の老人会・町内会で聞く感想は、「人間の体は75歳で変わるわけではない。なぜ75歳以上の医療を制限し、差別するのか」、また、「早く死ねということなのか」こういう声であります。また、医療現場からは、「お金がないと言って治療を断る患者もいるが、見殺しにはできないために、ぎりぎりで命を守っている。医療費削減先にありきの後期高齢者医療制度では必ず医療難民が出る」という声を聞くわけであります。全国的には300余の自治体から制度凍結の意見書が出ており、県内では嘉麻市議会及び桂川町議会から保険料の過重負担としないことを含む意見書が提出されていること、これはこの制度に反対の世論がいかにかを反映しております。政府も一部凍結措置をとらざるを得なくなっております。本広域連合が政府への財政支援を求めるにとどまらず、制度の問題点を告発し、制度凍結と抜本的な見直しを政府に求めることが保険者の責任であることを、まず指摘するものであります。

以上の立場から、わたくしは上程されております議案第12号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の制定について、以下3点質問いたします。

第1に、高齢者が支払い可能な適切な保険料の設定についてであります。

国保料と提案された保険料をモデル世帯で比較をしてみた結果、その値上げの幅は、北九州市では、夫婦それぞれ基礎年金のみの場合は年間6,780円、夫が年金208万円、妻が基礎年金の場合は年間11,670円、夫が年金300万円、妻が基礎年金の場合は年間5,500円となっております。しかも、平成22年度以降の高齢化の進行などで医療給

付費が増加すれば、自動的に保険料が上がる仕組みとなっております。

そこで、広域連合として、条例減免を設け、少なくとも県内の各市町村の現在の国保料の水準からは引き上げない保険料とするべきではないでしょうか。そのための県及び市町村の追加負担は、高齢者の命と健康を守る上で、自治体の最優先の支出だと考えております。保険料を提案する過程での構成団体の協議の経過と見解を求めます。

また、自治体ごとの独自減免の可能性について伺います。法第105条により市町村につくられる後期高齢者医療に関する特別会計の中で広域連合との間で精算が行われるのであれば、従来の市町村国保と同様に、市町村ごとの独自減免を行い、必要な額を特別会計に繰り入れる方法をとることについて、見解を求めます。

第2に、資格証明書と短期保険証の発行について伺います。

これらの発行については、7月30日の第1回臨時議会で当局は、「円滑な事務執行の観点から、広域連合において取扱いに関する一定の基準を定める予定であり、市町村の国民健康保険の状況などを参考にして今後検討する」、また、「資格証明書の決定に当たっては、滞納に対する市町村の相談状況、納付指導の結果なども十分に考慮する。市町村において把握された特別の事情、納付相談の結果などを踏まえて判断する」と答弁いたしました。また、9月県議会において麻生知事は、「資格証明書の交付に先立ち、生活実態や収入に応じた分納・延納など、きめ細やかな納付相談を助言する」と答弁しております。

県内の75歳以上の資格証明書の発行世帯数は約1万世帯と推計され、同じく短期保険証は1万5千世帯に発行されていると見込まれます。自治体窓口でも北九州市の国保は、6期、半年の滞納で資格証明書を発行しており、2期の滞納で短期保険証を発行する。しかも、分納が困難となって期限切れとなった短期保険証世帯はそのまま放置している状況があります。後期高齢者医療においてこのような運用がされる場合は、高齢者の命に直結するという事態になりかねません。これらの発行に際して、広域連合事務局に的確な判断ができるのか、わたくしは疑問であります。

そこで、資格証明書の発行基準は、政令第4条の特別の事情を十分くみ取ることが必要です。福岡県後期高齢者医療検討委員会も、「発行は慎重に行うこと」と提言しております。特に被保険者の73%が生活習慣病による要医療の状態です。その他の病気も含め通院中の者を除外すること、また、本人の低所得や生計を同じくする親族が病気で困窮している場合は、すなわち払いたくても払えない場合は、発行することを禁止すべきであります。これらを厳密に守る運用を求めたいと思います。現在、県内の市町村国保では69自治体のうち20自治体が資格証明書を発行していないことを踏まえ、答弁を求めます。

短期保険証の方は、施行規則第20条により、発行「できる」とされているに過ぎず、義務規定ではありません。本議会ではその発行基準は示されておらず、安易な発行をするべきではありません。併せて答弁を求めます。

最後に、後期高齢者健診について伺います。

県内では、現在の老人保健法による基本健診は、1自治体を除き、70歳以上は無料で

あります。500円と提案されておりますけれども、これでは間違いなく受診率は低下するのではないのでしょうか。国保の特定健診は国の目標である65%に向けて努力がされていることと比べ、現在の基本健診受診率さえ下回る目標は問題であります。福岡県の後期高齢者医療検討委員会は、健康診査のみならず、市町村と連携した保健指導を求めています。健診率向上はその前提となります。そこで、500円の一部負担金を見直し、無料にすることを求めます。

また、受診率15%は、75歳以下の受診率目標との整合性がありません。対象者を生活習慣病受診者以外の30%の、その内訳の5割を目標とすることも低すぎると考えます。高い目標に見直すことを求め、わたくしの最初の質問を終わります。

議長（原 伸一） 広域連合長。

広域連合長（江藤 守國） 柳井議員のご質問にお答えいたします。3点ご質問がございましたが、第1点目は私からお答え申し上げ、第2点目、第3点目につきましては事務局長からお答えを申し上げます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」第111条の規定によりまして、保険料の減免を実施する場合には、広域連合が条例に定めることとなっております。当広域連合では災害及び収入の著しい減少を事由とする保険料の減免を実施することとし、条例案第19条に必要な規定を設けているところでございます。

しかしながら、その財源を県及び市町村の追加負担に求めることにつきましては、県及び市町村にあっては、財政事情が非常に厳しい折、給付費に係る定率負担及び事務費に係る分賦金負担に加えまして、さらに負担を求めることは難しいのではないかと認識をしております。制度施行後の財政運営の状況を見ながら、必要に応じて検討を行いたいと考えております。

また、市町村ごとの独自財源につきましては、保険料率が広域連合区域内均一とされていることから、被保険者の公平の観点から、全市町村が同一の基準で行う必要がございます。先に申し上げましたとおり、財政事情が非常に厳しい折、全市町村が足並みを揃えて実施することは、現実に難しいものと考えております。以上でございます。

議長（原 伸一） 事務局長。

事務局長（永長 利夫） お尋ねの資格証明書、短期被保険者証に関します発行基準につきまして、お答えをさせていただきます。

資格証明書等の交付目的といたしまして、保険料を滞納された被保険者に対しましては、ご本人との接触の機会を通じまして、納付相談を行うことによりまして、保険料を納めたくても納められない特別の事情の把握に努めることが最も重要であると考えております。資格証明書や短期被保険者証の交付制度も、その目的は、被保険者との接触の機会を確保いたしまして、納付相談等の推進に寄与するものであると考えております。

運用につきましては、このようなふうな考え方から、納付相談に当たります市町村に

対しまして、早い段階から、納付相談等を通じまして、病気通院の有無に関わらず、保険料を納められない特別の事由の把握に努めていただきまして、条例で定める減免制度でございますとか分割納付などの活用につなげるなど、個々の被保険者の状況に応じた、きめ細かな対応をお願いしたいと考えております。

次に、後期高齢者の健診についてでございます。

一部負担金500円というものが知られておりますけれども、これは、保険料算定のために仮置きをいたしました金額でございます、決定した金額ではございません。

国庫補助の設定では、課税世帯3割・非課税世帯1割を費用徴収基準額といたしまして、その範囲内で自己負担額を定める予定というふうにされておまして、一定の負担を求める方向で検討をいたしておるところでございます。

それから、受診率が低いのではないかということでございます。現在の老人保健法によります福岡県の18年度の基本健診受診率でございますが、約15%となっております。

今後、健診対象者が、生活習慣病受診者以外というふうなことになりますことなどを考慮いたしますと、目標受診率、これが50%というふうなことになりますことになりまして、決して低い目標ではないのではないかというふうに考えております。

わたくしどもといたしましては、50%を目途に健診についての広報、啓発を推進してまいりたいとこのように考えておるところでございます。以上でございます。

4番（柳井 誠議員） （挙手）議長。

議長（原 伸一） 4番、柳井誠議員。

4番（柳井 誠議員） それでは、第2質問、あと残りは2分でございますが、させていただきますが、今後、2月の定例会もありますので、資格証明書や短期保険証については再度、議論させていただきたいと思っております。

実際は、私が紹介しましたように、資格証明書の発行世帯も短期保険証の発行世帯も、必要な医療が受けられていない世帯が、市町村それぞれの状況をみれば、存在するということは、広域連合としてもしっかりと掴んで対応していただきたい。今日は基準が提案されませんが、基準の提案が必ず必要であることを申し述べておきます。

この議会直前にですね、全国の広域連合の状況が手に入りました。43連合、47都道府県中の43連合でございますが、均等割、本県の5万935円というのは全国一でございます。5万円台は、本県のみ。そして、所得割9.24%は、全国第2位でございます。1人当たりの保険料、平均保険料は、軽減後8万3,740円は、これは、第2位との格差が1万9千円の差があります。この1人当たりの平均保険料は九州で1番でございます。その結果、公的年金208万円の単身者の保険料は、10万1,750円。これも全国一となっております。

自己健診負担金なしが18連合ありまして、九州では佐賀、大分、宮崎、鹿児島が

あります。

こうした状況を事務局は十分掴んでおられるのか。そして、十分掴んだ上で、構成団体と協議をした上で、被保険者にも広報した上で、今後の対応策を考えるべきではないか。このことについて再度答弁を求めます。

議長（原 伸一） 事務局長。

事務局長（永長 利夫） まず、保険料の関係でございますけれども、既にご承知のごとく、福岡県の1人当たり老人医療費、平成14年度以降でございますけれども、全国一ということになっております。また、その1人当たりの医療費でございますけれども、全国平均の1.24倍、17年度の数字でございますけれども、そういう状況でございます。なにせ福岡県におきましては、老人医療費が高いというようなふうな、1人当たりの医療費が高いというようなことが影響をしております、いろいろ所得調整とか、そういったものも行われるようでございますけれども、必然的に福岡県の場合でございますけれども、少し割高になっているというふうにご考えているところでございます。

それから、保健事業の自己負担の無料化についてでございますけれども、先程申し上げましたように、今後でございますけれども、受診単価そういったものも明確になってくる中で、できるだけ被保険者の方々の重荷にならないような負担の設定についても検討をしていきたいと、かように思っているところでございます。以上でございます。

議長（原 伸一） 通告のございました質疑は以上ですので、これにて質疑を終わります。

討論の通告はございませんので、これより、議案第12号についてを採決いたします。

お諮りします。本議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員起立）

議長（原 伸一） 賛成多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決をされました。

■日程第9 請願第1号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための請願

議長（原 伸一） 次に、日程第9「請願第1号」を議題といたします。

請願者から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

田川 澄子さん。

請願者（田川 澄子） 粕屋町に住んでおります田川澄子と申します。

来年4月に実施予定の後期高齢者医療制度は、一部の凍結などではなく、制度そのものを全面的に中止撤回していただけるよう、国に求めていただきたいと請願いたしましたので、趣旨説明をさせていただきます。

連合議会議員の皆さん、私、昨日、11人の女性と懇談をいたしました。みんな75歳以上の親をもつ娘であり嫁の立場の方です。

博多区で障害をもつ姑と同居している方は、姑の年金は175万円程で、社会保険の扶養でしたが、年金控除が140万から120万に下がったことで扶養が外れて、姑だけ今、国保を払うことになりました。来年から後期高齢者医療制度に移行すると言うと、年金も上がっていないのに、何でそんなに制度をたらい回しされるのかと、姑、理解できずに不安がって怒っております。息子は、障害がある老親の扶養控除がなくなったことで増税になりました。世帯として収入が増えていないのに、大変な負担増になっている。これが今の現状です。そして、さらに後期高齢者医療で負担増になるのは、今の現役世代を含めて耐えられません。

博多区の85歳の実母と40代の息子と小学生の孫の4人暮らしの方は、4人の国保料を世帯主である息子が今、払っています。おばあちゃん、現在、10万程の年金から介護保険料引かれておりますが、国保料の人頭割を自分で支払ってるわけではなく、孫の扶養になっております。同じように扶養であっても、世帯主が社会保険であれば、半年は凍結、その後は1割というのに、軽減されるのに、国保だと軽減の対象ではなく、先程決まった保険料が4月から引かれるということに怒っております。今でも社会保険なら払わなくともいいのに、年をとってますます少ない年金から引くのは、制度導入の初めからは高齢者の中で不平等があるのは納得がいかないという思いです。

佐賀で入院している85歳の姑を介護している南区の女性は、入院している姑は国保料、介護保険料、入院料と支払うので、年金手帳を嫁に預けていますが、「お金は足りるかい」とちょこちょこ聞くそうです。ほんとは全然足りていないんだけど、「だいじょうぶよ」と言うので安心しています。彼女は同居していないので、この制度になって説明のパンフが来たり、保険証の切替えがあっても、本人はできない、訳が分からないまま、年金から強制的にお金だけ差し引かれることになると怒っていました。また、入院先の病院の対応どう変わるのかを心配していました。

高齢者世帯で夫は後期高齢者医療、妻は国保になりますなど、説明されて理解ができますか。

また、世帯としての負担は、先程質問もあっておりますが、今までより増えないと言えますか。国保でさえ高すぎると、2割以上の滞納者がいます。しかし、国保は滞納しても高齢者から保険証が取り上げられることはありませんでしたが、この制度では払えなければ資格書を発行するというふうになっています。先程、柳井議員が出された資格書についての特別の事情ですが、私どもの中では、政令市以外、特に飯塚市や宗像市では、なかなか特別の事情を聞き入れてもらえません。中小自営業者、著しい営業事情訴えても、廃業しないと軽減しないとされるんです。業者は、国民年金が低いため、働くだけ働くという方が多いのです。

必要な医療が人生の最後において受けられる制度であってほしいと思います。議員の

皆様は、各市町村の町長や議会議員や議員さんとお聞きしました。今朝テレビで全国の75歳以上の人口は1割になったと報道していましたが、皆様の自治体で75歳以上の高齢者世帯に理解できるような説明をし、納得してもらえる自信がおありでしょうか。誰が、いつ、こんなことを決めたんだと役所に抗議が来ます。こんなに、皆様の審議のもとで、来年4月に実施予定のこの制度、一部の凍結などでなく、制度そのものを全面的に中止撤回して下さるよう心よりお願いいたします。以上です。

議長（原 伸一） 本請願について、質疑の通告はございません。

討論の通告がございましたので、これより討論を行います。

20番、桑野照史議員。

20番（桑野 照史議員） 20番、筑後市、桑野照史でございます。

本請願について、反対討論を行います。

我が国の国民医療費は毎年伸び続け、今日、総額では33兆円、その3分の1以上を老人医療費が占め、医療制度の改革は喫緊の課題であります。

このような状況の中でスタートする、この後期高齢者医療制度は、今日、高齢化社会が進行し、将来的にますます医療費の増加が見込まれることが予想され、今後どうやって国民皆保険制度を堅持できるか、負担の公平化を目指した医療制度改革を進められるかの一環であり、広域連合としては、これらの趣旨を踏まえて、円滑かつ適切に運用していく責務を負うものであると考えます。

また、私ども市町村では、当然ながら、今後想起される滞納に対する対応や障害者への取扱いに関しても、きめ細やかな対応が必要であると考えておるところであります。

一方、市町村は医療給付の定率負担や事務処理経費の負担を新たに負うことになるわけであり、これだけでも財政的に極めて厳しいものがあり、減免に対する補てんや健診についての追加負担は極めて困難な状況にあるのであります。

これらの点を鑑み、本請願に賛成しがたい旨申し上げ、わたくしの反対討論を終わります。

議長（原 伸一） 通告のございました討論は以上ですので、これにて 討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。まず、請願項目2の（1）のうち「広域連合独自で減免制度を検討すること」については、既に可決された「後期高齢者医療に関する条例」第19条と同一趣旨でありますので、採択されたものとみなすことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（原 伸一） 異議なしと認めます。よって、本項目は、みなし採択とすることに決定をしました。

ただ今、採択いたしました項目以外の項目について、お諮りします。ただ今、採択した項目以外の項目について、賛成することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員起立)

議長(原 伸一) 起立少数です。

よって、請願項目の2の(1)の一部を除き、不採択することに決定をいたしました。

■日程第10 会議録署名議員の指名

議長(原 伸一) 日程第10「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、5番、阿部正剛議員、41番、安川博議員を指名いたします。

■閉会(15時01分)

議長(原 伸一) お諮りします。

本臨時会において可決された各案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(原 伸一) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

原 伸 一

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

阿部 正剛

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

安 川 博